## 調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

和歌山県 市区町村数 30

都道		市			事	P	計 問	男女共	同参画に関する条例				画に関する計画 ヨ現在で有効なもの)	30	
府	町	区		所	務	į į	車 機		 有		無				無
県コード	村コード	町 村 名	担当課(室)名	属	所掌	: 部 (	は義の有	条例名称	公布日	施行日	現在の状況	計画名称	計画期間	女性 活躍 推進の 関係	現在 の 状況
	$\overline{/}$				$\overline{}$	8	3 13	3			$\overline{}$	21		$\overline{}$	
30	201	和歌山市	男女共生推進課	1	1	Ī	1 1	和歌山市男女共同参画推進条例	平成30年6月28日	平成30年6月28日		第4次和歌山市男女共生推進行動計画	平成29年12月 ~ 令和4年3月	1	
30	202	海南市	市民交流課	1	2		1 1				0	第3次海南市男女共同参画基本計画	平成29年4月 ~ 令和4年3月	1	
30	203	橋本市	人権·男女共同推進室	1	2		1 1	橋本市男女共同参画推進条例	平成27年9月25日	平成27年10月1日		第2次橋本市男女共同参画計画	平成24年4月1日 ~ 令和4年3月31日	0	
30	204	有田市	市民課	1	2		1 1				0	第3次有田市男女共同参画プラン	平成30年4月1日 ~ 令和5年3月31日	1	
		御坊市	人権·男女共同参画推進室	1	2		0 1				0	第2次御坊市男女共同参画プラン	平成26年4月1日 ~ 令和6年3月31日	0	
30	206	田辺市	男女共同参画推進室	1	1		1 1				0	第2次田辺市男女共同参画プラン	平成26年4月 ~ 令和6年3月	0	
30	207	新宮市	人権政策課	1	2		1 0				0	第2次新宮市男女共同参画プラン	平成30年4月1日 ~ 令和10年3月31日	1	
30	208	紀の川市	人権施策推進課	1	2	,	1 0				0	第2次紀の川市男女共同参画推進プラン	平成30年4月 ~ 令和10年3月	1	
			市長公室	1	2		0 1				3	第4次岩出市男女共同参画プラン ハーモ ニープラン	平成29年4月 ~ 令和4年3月	1	
			総務課	1	2	-	0 1				0	第2次紀美野町男女共同参画基本計画	平成29年4月 ~ 令和9年3月	1	
			生涯学習課	2	2	-	0 0				0	男女共同参画基本計画(改訂版)	平成24年4月 ~ 令和4年3月	0	
			社会教育課	2	2	-	0 0				0				1
			教育委員会事務局	2		_	0 0					高野町男女共同参画基本計画	平成31年4月 ~ 令和11年3月	0	
_		湯浅町	人権推進課	1	2	-	0 0				0	第2次湯浅町男女共同参画基本計画	平成29年4月1日 ~ 令和4年3月31日	1	
30	362	広川町	総務課	1	2	-	0 1				0	第2次広川町男女共同参画基本計画	平成31年4月 ~ 令和6年3月	1	
30	366	有田川町	社会教育課	2	2	-	0 1					有田川町男女共同参画計画〜コンチェル トⅡ〜	平成27年4月 ~ 令和2年3月	0	
			総務政策課	1		L	0 0				0	美浜町男女共同参画計画	平成29年4月 ~ 令和9年3月	1	
			住民福祉課	1	2	_	0 0				0				1
			住民福祉課	1	2	_	0 0				0		·		1
	_		教育課	2	_	_	0 0				2				0
			総務課	1		_	0 0					みなべ町男女共同参画基本計画	平成28年4月 ~ 令和9年3月	0	
			総務課	1	2	_	0 0					第2次日高川町男女共同参画基本計画	平成27年4月1日 ~ 令和2年3月31日	0	
30	401		総務課	1	2	L	0 1				0	白浜町男女共同参画基本計画	平成25年4月 ~	0	
30	404	<b>上</b> 田 田 町	総務政策課まちづくりグ ループ	1	2	(	0 1	上富田町男女共同参画推進条例	平成24年9月18日	平成24年10月1日		上富田町男女共同参画基本計画	平成22年4月 ~ 令和3年3月	0	
			総務課	1	2	_	0 0				0	すさみ町男女共同参画基本計画	平成24年4月 ~ 令和4年3月	0	
30	421	那智勝浦町	観光企画課	1	2		0 0				0				0
30	422	太地町	総務課	1	2		0 0				0				0
30	424	古座川町	住民生活課	1	2		0 0				0				0
30			総務課	1	2	1	0 0				0				0
30	428	串本町	企画課	1	2		1 1				0				1

# <選択肢回答>

庁内連絡会議 所属 1 首長部局 1 有 0 無

2 教育委員会

## 事務所掌

諮問機関

1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 1 有 2 1ではない 0 無

### 男女共同参画に関する条例 現在の状況

- 1 令和2年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 令和2年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

### 男女共同参画に関する計画 女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

#### 現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

和歌山県

都	市	市				男女共同参画・女性のための総合的な施設(平原	成31年4月1日現在	で開設済の施設)						—	—	$\neg$
道							2011177111961	Children Children		施	≞л.		管理·選		- 体	$\dashv$
府		区				Ē	 听在地等			形	設態		设管理		- 'T' 業運営	<b>⊭</b>
県	村	町				1.	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				_					
□	П	村	名称	愛称•通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複 合	直觉	指定管理者	直営	指定管理者	その
۲	ド	名								324			理 他	П	理 4	他
			2							0	2	-+	0 0	+ +		0
۲									http://www.city.wakayama.				+	Ħ	亓	╡
30	201	和歌山市	和歌山市男女共生推進センター	みらい	640-8226	和歌山県和歌山市小人町29番地	073-436-8704	073-432-4704	wakayama.jp/kurashi/kyoud ou_jinken_byoudou/1001128 /index.html		0	0		0		
		海南市														
		橋本市													ot	
		有田市													$oldsymbol{oldsymbol{\perp}}$	
30	205	御坊市													$oldsymbol{oldsymbol{\perp}}$	
		田辺市	田辺市男女共同参画センター		646-0028	和歌山県田辺市高雄1丁目23-1	0739-26-4936	0739-24-8323	http://www.city.tanabe.lg.jp /danjo/index.html		0	0		0		
		新宮市													$oldsymbol{oldsymbol{\perp}}$	
		紀の川市													igspace	_
		岩出市													igspace	_
		紀美野町													igspace	_
		かつらぎ町												$\sqcup$	$\dashv$	_
		九度山町											_	$\sqcup$	$\dashv$	4
		高野町											_	1		4
		湯浅町											+	-		4
		広川町											+	$\vdash$	$\vdash$	_
		有田川町 美浜町											+	$\vdash$		-
		日高町											+	$\vdash$	$\vdash$	$\dashv$
		由良町									_		+	+	$\dashv$	$\dashv$
		印南町									$\dashv$		+	$\vdash \vdash$	$\dashv$	$\dashv$
		みなべ町									_	-	+	$\vdash \vdash$	$\dashv$	一
		日高川町			1						_		+	$\vdash$	-+	$\dashv$
		白浜町			1						_	_	+	$\vdash$	-+	$\dashv$
		上富田町			†						$\dashv$		+	$\Box$	=	$\dashv$
		すさみ町										$-\dagger$	+	$\Box$	$-\dagger$	一
		那智勝浦町									_	$\neg \dagger$	+			1
		太地町										$\neg \dagger$	+	$\dagger$	1	一
		古座川町									$\neg$		$\top$		, T	丁
		北山村									$\neg$		$\top$		, T	丁
		串本町										$\dashv$	+	$\Box$	$-\dagger$	ヿ

調査表4-2 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

都	市	市	男女共同	参画・女性の	ため	の総	合的な	施設	굿 (	平原	戊 31	年	4 5	1	日	現る	王 で 開 設 済 の 施 設)
道	区	区			職員数	数(人)								Ì		な	事業
府		区															
県	村	町	名 称	設立年月日	常	非	予算額 (千円)	広報	藩	相談	.情	苦情	交流	企業の	国際	調杏	
П 	П —	村			勤	常勤	( <b>TH</b> )	報啓発	講 座	相談事業	• 提供集	処理	交流促進	企業・NPO	国際交流	調査研究	その他
۴	۴	名						,,		,,,			Į	0	,,,,	,,	
			2					2	2	2	2	0	1	1	0	1	
30	201	和歌山市	和歌山市男女共生推進センター	平成9年8月1日	4	3	4,715	0	0	0	0		0	0		0	
30	202	海南市															
		橋本市															
		有田市															
		御坊市															
			田辺市男女共同参画センター	平成9年10月1日	3	6	1,638	0	0	0	0						
		新宮市															
		紀の川市															
		岩出市															
		紀美野町															
		かつらぎ町															
		九度山町															
		高野町															
		湯浅町															
		広川町															
		有田川町															
		美浜町															
		日高町															
		由良町															
		印南町															
		みなべ町															
		日高川町															
		白浜町															
		上富田町															
		すさみ町															
		那智勝浦町															
		太地町															
		古座川町															
		北山村															
30	428	串本町															

調査表4-3 市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

都	市	市		男女共同参画に関する宣言						首	長、自	治	会 長	: 等	の状	況				
道	区		宣		宣	市	うち		副	うち		町	うち		副	うち		自	うち	
		区	_		_			4	_	女	#		,	#	m-	女	#	*/>	女	#
府	町		言		言	区	女 性	女 性	市	性	女 性	村	女 性	女 性	町	女 性	女 性	治	女性自治会長数	女 性 比
県	村	町	年	宣言名称	o		市	比	区	副	比		1± #T	比	村	副	比	会	自	比
□	⊐		7			長	区	率	_	市	率	長	町 村 長 数	率	.,	町 ++	率		治	率
lт	ı	村	月		形	IX	区長	(%)	長	区長	(%)	IX	長	(%)	長	村 長	(%)	長	五	(%)
			-			266	数	(,,,,	No.L.	数	(,,,,	264	数	(,,,,	264	数	(,,,,	stet.	数	(,,,,
ド	ド	名	日		態	数			数			数			数			数		
	_			1		9	0	0.0	11	0	0.0	21	1	4.8	17	0	0.0	3,617	249	6.9
		和歌山市				1	0	0.0	2	0	0.0							1147	89	7.8
		海南市				1	0	0.0	1	0	0.0							247	14	5.7
		橋本市				1	0	0.0	1	0	0.0							109	6	5.5
		有田市				1	0	0.0	1	0	0.0							71	2	2.8
		御坊市				1	0	0.0	1	0	0.0							120	5	4.2
30	206	田辺市				1	0	0.0	2	0	0.0							214	9	4.2
		新宮市				1	0	0.0	1	0	0.0							158	10	6.3
		紀の川市				1	0	0.0	1	0	0.0							198	4	2.0
		岩出市				1	0	0.0	1	0	0.0							394	70	17.8
		紀美野町										1	0	0.0	1	0	0.0	64	5	7.8
		かつらぎ町										1	0	0.0	1	0	0.0	25	0	0.0
		九度山町										1	0	0.0	0	0		12	0	0.0
		高野町										1	0	0.0	1	0	0.0	65	6	9.2
	361											1	0	0.0	1	0	0.0	47	7	14.9
		広川町										1	0	0.0	1	0	0.0	39	2	5.1
30	366	有田川町										1	0	0.0	1	0	0.0	106	0	0.0
30	381	美浜町										1	1	100.0	0	0		12	0	0.0
30	382	日高町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
30	383	由良町										1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0
30	390	印南町										1	0	0.0	0	0		32	1	3.1
30	391	みなべ町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
30	392	日高川町										1	0	0.0	1	0	0.0	82	5	6.1
30	401	白浜町										1	0	0.0	1	0	0.0	67	0	0.0
			平成25年10月5日	上富田町男女共同参画都市宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	99	5	5.1
		すさみ町										1	0	0.0	1	0	0.0	38	1	2.6
30	421	那智勝浦町										1	0	0.0	1	0	0.0	55	2	3.6
		太地町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	4	17.4
		古座川町										1	0	0.0	1	0	0.0	44	0	0.0
30		北山村										1	0	0.0	0	0		4	0	0.0
30		串本町										1	0	0.0	1	0	0.0	71	2	2.8

<選択肢回答> 男女共同参画に関する宣言 宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

## 調査表4-4 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

和歌山県

調査時点コード 1 平成31年4月1日 2 令和元年5月1日 3 その他

都市	市																														
											14 + r	5:4:+ /	******	* <b>(</b> ( ) ( ) ( )	#~1	44	1242+/6	****	<b>∞</b> =\/=±	ر تسا	内数)		(1	内数)							
道区	_	目	標設定の対象である	5審議会	会等の目	標及び	現状値			目標設定の対象である審議会等の範囲	地力 宇	ヨ冶法()	男2025	€の3)に る登用状	是つく	地力的	1冶法(引 昌全等)	月180余(	の5)に基	F 7	市町村防	災会議	7	町村防9	(会議			調査	を時点コード		
	区										1887	100K ZA 771	-0317	O SE VII DO	,,,,	*	~ A 711	-0317-0	32/11/0//	(	委員の∂	<del>ዓ</del> )	(3	長を含	p)						
府町																															
IB ++	⊞Ţ								_																						
宗 1	ΨJ	В	B	ェ	うち	1	うち		. 1		塞	うち		うち	_	寒	うち		うち	_		うち	_	う <sup>1</sup>	5 4	目標設		地方自治		地方自治	
		標	標	議	女を	総	女等	女性	: 1		議	女を	総	女等	女性	議	女を	総	女等	女性	総	女数	女性	総当	数数性			法(第202		法(第180	
- -	村	値	莲	会	性含	委	性数	比比			会	性含	委	性数	比	会	性含	委	性数	性比		性	芘		E H	象である	その他	条の3)に	その他	条の5)に	その他
	11	_	成期	等	委む	員	委	率			等	委む	員	委	率	等	委む	員	委	率		委	率		率	審議会		基づく審議		基づく委員	
1 ' 1 ' 1		(%)	柳	数	員数	数	員	(%	)		数	員数	数	員	(%)	数	員数	数	員	(%)	数	員	(%)	蚁	į (%	等の目 標及び		会等にお ける登用		会等にお ける登用	
4 4	名		PIR																							現状値		状況		状況	
<del>     </del>				4	0	0.00	0 100	00	٦,		500	410	7.00	1 1000	00.0	150	70	000	105	11.0	555	40	7.0	010	40 0			20,00			
VV	_			409	310	6,30	2 1,68	33 26.			562	413	7,98		23.3	159	78	932	105	11.3	555	40	7.2	610	49 8	<u> </u>					
u	小計				$\overline{}$	1/	1/	1_	1		556	407	7,850	1,819	23.2	159	78	932	105	11.3	$\angle$	$\overline{}$				1					
30 201	和歌山市	40	令和9年3月	75	5 66	1,40	1 41	10 29.	.3 地	地方自治法第202条の3に該当する審議会等、第180条の5に該当す る委員会等	69	61	1,34	5 401	29.8	6	5	44	6	13.6	40	6	15.0	41	6 14	6 2	_	2		1	
		40		37	,	1 67	+	_	9	5安貝伝寺 地方自治法第202条の3に基づく審議会等と要綱等により設置されて	32	27			00.0			00			- 04		-	05		0 1		<b>.</b> .		<b>.</b>	
30 202			令和4年3月						.' L'	いる審議会等			60		28.8	б	3	33	5	15.2	24	1	4.2	25		·		1		1	
30 203	喬本市	40	令和4年3月	39	9 29	9 47	7 10	04 21.		本市の審議会及び委員会すべて	31	25	414	4 88	21.3	6	2	30	4	13.3	48	4	8.3	49	4 8	2 1		1		1	
30 204	有田市	40	令和3年3月	48	35	75	7 24	14 32.		地方自治法第202条の3、第180条の5及び規則、要綱等により設置された委員会、協議会を含む	10	7	123	3 25	20.3	6	4	42	4	9.5	19	0	0.0	20	0 0	0 1		1		1	
30 205	卸坊市	50	令和6年3月	22	2 15	5 27	5 6	37 24.		去律·条例·規則により設置している委員会等	22	15	27	5 67	24.4	5	2	36	2	5.6				14	2 14.	3 1		1		1	
30 206		33	令和3年月	66		1,15	8 34			条例、規則、要綱等により設置されている懇談会会議等	34	27	53	1 137	25.8	6	3	35	4	11.4	38	7	18.4	39	7 17.			1		1	
30 207		30	令和9年3月	27	7 19	31	9 7	72 22.		去令、条例に基づき設置されている審議会	21 51	15	289	9 66	26.9	6	4	30	6	20.0	19	0	17.2	30	0 0			1		1	
30 208 30 209		35 30	令和5年3月 令和4年3月	31	1 25	3 3 5 41		5 14. 19 28.		地方自治法(第180条の5)に基づく委員会 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	31	25	41:		26.9	6	3	35	5	11.1	29		7.4	28	5 16 2 7			1		1	
	6年中 紀美野町	20	令和3年4月	10		7 15		19 28.		他方自治法(第202条の3)に基づく番議会等 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	10	25	150		14.0	0	3	30	4	2.7	29		13.8	30	4 13			1		1	
	いつらぎ町	38	令和4年3月	25						世万日/日本(第202末の37に参うへ番級云寺) 打条例等に基づいて任命・委嘱されるされる委員の選定	25	16	37		10.9	3	2	٠,	2	7.9	29	4	13.0	30	4 13	1		1		1	
	九度山町	30	中和4十9月	- 21	) 10	3/	3 4	+1 10.	.э д	1宋例寺に奉づいて任即・安陽されるされる安貝の選正	13	10	37	7 05	18.2	- 4	4	31	3	12.9	14		0.0	15	0 0			+ +		1	
30 344		1		+	+	+	+	_	-		12	10	12:	20	9.8	- 0	9	24	4	16.7	20	0	0.0	21	0 0					+++	
30 361		<del>                                     </del>	-	+	+	+	+	+	-		10	7	110		16.4	6	2	31	2	6.5	17	1	5.9	18	1 5					1	
30 362		40	令和5年3月	_		3 2	^	0 01	0 14	也方自治法第202条の3に基づく審議会等	10	,	29		31.0	0	2			6.3	- 1/		5.9	10	1 0	1				1	
30 366		20	令和2年3月	19	,	_				他方自治法(202条の3)	19	0	23		20.0	4	2	UZ	2	11.5	6	0	0.0	7	0 0			1		1	
30 381		20	□↑Ⅲ∠平3月	- 18	, .	23	J 4	+1 20.	.U 195	四月日月四(202年の3)	11	9	110		19.0	- 4	2	25	3	12.0	10		0.0	19	1 5			+ +		1	
30 381		1	1	1	+	+	+	+	+		11	8	8:		18.0	2	2	26	3	7.7	18	0	0.0	10		0 2				-	
			1	1	+	-	+-	-	+		/	2	87	2 5	10.0	5	2	26	2		17	U		18		0 2		2		2	
30 383		<b>I</b>	l	-	+	-	_	_	-		- /	4		3 22		5	3		3	12.0	15	U	0.0					2		2	
30 390				<del>                                     </del>		-	_	_	_		10		81		20.0	5	2	37	3	8.1	_	_	05.0	17	6 35						
30 391				1	1				_		13	10	184		17.4	5	3	32	4	12.5	8		25.0	8	2 25			1		1	
	日高川町			1	1				_		. 7		6		14.1	5	2	39	3	7.7	15		0.0	16	0 0			1		1	
30 401			ļ	1	1	1	4—		_		14	10	20	46	22.4	5	2	37	2	5.4	21		4.8	22		5 1		1		1 1	
30 404			ļ	1	1	1	4—		_		11	. 8	112	2 27	24.1	5	3	29	3	10.3	15	0	0.0	16	0 0			2		1	
30 406				<u> </u>							18	12	16	,	19.0	5	2	23	4	17.4	23		0.0	24	0.			1		1	
	18智勝浦町		]	1	1						16	12	16		15.0	5	2	L,	2	7.4	23		4.3	24	1 4			1		1	
30 422				1	1						14	10	13		24.4	5	3	20	5	25.0	14		14.3	15	2 13			1		1	
30 424											9	9	8			4	2	21	4	19.0	19		10.5	20	2 10			1		1	
30 427											5	2	3	,	5.4	5	2	16	4	25.0	17		0.0	18	0 0			1		1	
30 428	<b>主木町</b>	I —	1	1 -	1 -	1		1 -		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	20	15	28	3 44	15.3	5	3	35	4	114	20	2	10.0	21	2 9	5 1		1 1		1	

調査表4-4 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

±c0	-	+																						_			_			
都	市	市																							(内数)			(内数)		
道	区		日末	票設定の対象	であるま	記議会等	の日煙	及7式理士	<del>比</del> 值	目標部	定の対	象であ	る審議	会等の	地方目	自治法(	第202条	の3)に基	づく			第180条				「村防災:	<b>全議</b>		村防災金	会議 (
		区	ш1	未成足のバタ	C 007-07-E	110000000	. о) <sub>П</sub> ,	X 0.500	VIE.			範囲			審	議会等	こおける	登用状況	2	委	員会等	における	登用状态	兄		委員のみ			長を含む	
府	町																													
但	村	町												$\overline{}$																
ᅏ	4.3	μј	目	目	審	うち	2/2	うち	女							うち	2/12	うち	女	審	うち	総	うち	女	2/12	うち	女	2/2	うち	女
⊐	⊐		標	標	議会	女を	委	女等	性						議	女を	総委	女等	性	議	女を	委	女等	性	委	女数	性	委	女数	性
l,	١.	村	値	年	会 等	性含 委む	総委員	性数	比率			/			会等	性含	員	性数	性比率	会等	性含	委員	性数	性比率	総委員	性 委	性比率	総委員	性 委 員	性比率
1'	'		(%)	度	数	委む員数	数	委員	(%)		/				数	委む 員数	数	委員	(%)	数	委む 員数	数	委員	(%)	数	委員	(%)	数	委员	(%)
ド	ド	名	( /		**	貝奴		貝	( ,						20	貝奴		貝	,	**	貝奴		貝	( /		貝	( /		貝	( /
Ħ	-																					_								=
$\angle$	Ζ.				_	_		_		_				_	6	6	134		30.6	0	0	0	0							$\angle$
$\angle$	/	和歌山市	$\leq$	-	$\leq$				$\leq$	$\leq$	$\leq$			_	0	0	0			0		0	0		$\leq$		$\angle$	$\sim$	$\sim$	
$\mathbb{Z}$	/	海南市	$\leq$		_				$\sim$	_	_	$\leq$	$\leq$	_	0	0	0			0	0	0	0		$\leq$		$\angle$	$\overline{}$	$\sim$	
$\mathbf{Z}$	/,	橋本市	$\sim$		_				/	$\leq$	_			_	2	2	63		25.4	0	0	0	0		$\leq$			$\sim$	_	$\leq$
$\mathbb{Z}$	/	有田市	$\leq$		_	$\sim$			$\sim$	_	_	$\leq$	$\leq$	_	2	2	45		37.8	0	0	0	0		$\leq$		$\angle$			
$\mathbf{Z}$	Ζ,	御坊市	$\leq$		_	_			/	$\leq$	_			_	0	0	0	-		0	0	0	0		$\leq$				_	$\leq$
$\mathbb{Z}$	/	田辺市	$\leq$		_				$\sim$	_	$\leq$	$\leq$	/	_	1	1	10		70.0	0	0	0	0		$\sim$		$\angle$	$\sim$	$\sim$	
$\mathbb{Z}$	Ζ,	新宮市	$\angle$		_	$\sim$	$\leq$		$\sim$	$\sim$	_		$\leq$	_	0	0	0	·		0	0	0	0		$\leq$			$\sim$		$\leq$
$\mathbb{Z}$	/,	紀の川市	$\sim$		_	_		$\leq$		$\leq$	_			_	0	0	0			0	0	0	0		$\leq$				_	$\leq$
$\mathbf{Z}$	/	岩出市	$\leq$		_				$\sim$	_	$\leq$	$\leq$	$\leq$	_	0	0	0			0	0	0	0		$\sim$		$\angle$	$\sim$		
$\mathbf{Z}$	/,	紀美野町	$\leq$		_					_	_	$\leq$	$\leq$	_	0	0	0			0	0	0	0		$\leq$		$\sim$		$\sim$	
$\mathbf{Z}$	/	かつらぎ町	$\leq$		$\leq$					_	$\leq$	/	/	_	0	0	0			0	0	0	0		$\sim$		$\sim$			
$\mathbf{Z}$	/,	九度山町	$\sim$		_						_				0	0	0			0	0	0	0		$\leq$				$\sim$	
$\mathbf{K}$	/	高野町	$\leq$		_					_	$\leq$	/	/	_	0	0	0			0	0	0	0		$\sim$		$\sim$			
$\mathbf{Z}$	/,	湯浅町	$\overline{}$		_						_				0	0	0			0	0	0	0		$\leq$					
K	/	広川町	$\sim$		_					_	$\leq$			_	0	0	0			0	0	0	0		$\sim$		$\sim$			
K	/	有田川町	$\sim$		$\leq$					_	$\leq$			_	0	0	0	0		0	0	0	0		$ \sim$					$\sim$
K	/	美浜町	$\sim$		$\sim$				$\overline{}$	$\sim$	$\leq$			_	0	0	0			0	Ū	0	0						$\sim$	$\prec$
K	/	日高町												_	0	0	0			0	0	0	0		-		$\overline{}$		$\overline{}$	$ \sim $
K	/	由良町						$\leftarrow$						-	0	0	0			0	0	0	0		$\leftarrow$			$\overline{}$	$\longrightarrow$	$\prec$
K	/	印南町 みなべ町	$\leftarrow$	-										$\overline{}$	0	0	0	-		0	0	0	0		$\vdash$				$\overline{}$	$\prec \!$
K	/		$\sim$											-	0	0	0			0	0	0	0						$\longrightarrow$	$\prec$
K	<del>/</del>	日高川町	$\sim$	-										-	0	0	0			0	0	0	0		$\vdash$				$\overline{}$	$\prec \!$
K	<del>/</del>	白浜町 上富田町	$\leftarrow$	-										-	0	0	0	-		0	0	0	0		$\leftarrow$				$\overline{}$	$ \leftarrow $
K	/	上畠田町 すさみ町	$\sim$											-	0	0	0			0	0	0	0		$\vdash$				$\longrightarrow$	$ \leftarrow $
К	<del>/</del>		$\leftarrow$					$\leftarrow$						$\overline{}$	1	1	16	1	6.3	0	0	0	0		$\leftarrow$				$\overline{}$	$ \leftarrow $
H	<del>/</del>	那智勝浦町 太地町	$\leftarrow$											-	0	0	0	0	0.3	0	0	0	0		$\leftarrow$				$\overline{}$	$\hookrightarrow$
K	<del>/</del>	本地町 古座川町												-	0	_	0			0	0	0	0		$\vdash$				$\overline{}$	$\prec \!$
K	/	北山村	$\leftarrow$	-										$\overline{}$	0	0	0	-		0	0		0		$\vdash$				$\overline{}$	$\prec \!$
K	/													-	0	0	0	-		0	0	0	0		$\leftarrow$				$\overline{}$	$\prec$
		串本町								_					Ü	0	U	0		0	0	U	U						_	

調査表4-4 市区町村別集計項目(女性公務員の登用)No3

				A		= - 4
調査時点コード	1	平成31年4月1日	2	令和元年5月1日	3	その他

都市		市												管理職	の在職も	犬況														耶	哉務上の	の地位別	職員在耶	職状況					調		
道原		区				うち	5一般行	政職	**			うち	5一般行	政職				ゔ゙゙゙゙゙	5一般行	政職				うち	一般行证	攻職	課			うち	一般行	政職				ゔ゙゙゙゙゙゙	5一般行	政職	<b>登</b>		
県 <sup>本</sup> コ =   ド ト		町 村 名	管理職総数	うち 女性 要理職数	女性比率	管理職総数	うち 女理職 管数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女 性 比率 (%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女 性 比率 (%)	課長相当職	うち女性数	女 性 比率 (%)	課長相当職	うち女性数	女性比率(%)	長補佐相当職	ち女性数	女性 比率 (%)	課長補佐相当職	うち女性数	女 性 比率 (%)	係長相当職	うち 女 性 数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	点 コード	そ	の 他
			1,417	292	20.6	935	113	12.1	147	7 1	1 7.5	95	1	1.1	89	8	9.0	67	4	6.0	1,181	273	23.1	773	108	14.0	1,022	311	30.4	650	137	21.1	1,874	606	32.3	1,092	265	24.3			
30 20	1 和歌	火山市	182	12	6.6	144	- 11	7.6	14	4 (	0.0	12	. 0	0.0	43	3	7.0	34	3	8.8	125	9	7.2	98	8	8.2	130	15	11.5	99	15	15.2	366	78	21.3	246	41	16.7	- 1		
30 20	2 海南	有市	92	20	21.7	36	2	5.6	25	5 (	6 24.0	6	0	0.0	1	0	0.0	0	0		66	14	21.2	30	2	6.7	80	16	20.0	36	2	5.6	198	64	32.3	83	18	21.7	1		
30 20			79	14	17.7	54	10	18.5	11	1 (	0.0	9	0	0.0	6	0	0.0	4	0	0.0	62	14	22.6	41	10	24.4	47	13	27.7	33	6	18.2	73	14	19.2	50	12	24.0	1		
30 20			88	31	35.2	32	5	10.0	20	) '	4 20.0		1	16.7	0	0		0	0		68	27	39.7	26	4	15.4	0	0		0	0		121	61	50.4	49		36.7	- 1		
30 20			43	6	14.0	34	4	11.8	8	, ,	0.0	_	0	0.0							35	6	17.1	29	4	13.8	47	13	27.7	29	6	20.7	115	39	33.9	46		26.1	1		
30 20	Į		137	21	15.3	93	5	5.4	21	1 (	0.0	18	0	0.0							116	21	18.1	75	5	6.7							213	35	16.4	125	i 15	12.0	- 1		
30 20			105	25	23.8	41	4	9.8	14	1	1 7.1	9	0	0.0	11	4	36.4	4	1	25.0	80	20	20.0	28	3	10.7	90	33	36.7	40	4	10.0	75	24	02.0	38	11	28.9	- 1		
30 20			187	51	27.3	134	19	14.2	14	1 (	0.0	11	0	0.0	21	1	4.8	18	0	0.0	152	50		105	19		168	60	35.7	111	33	29.7	76	37		48		00.1	- 1		
30 20			56	16	28.6	41	7	17.1	7	7 (	0.0	6	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0	47	16	34.0	33	7	21.2	25	13	52.0	17	8	47.1	60	30		37		. 32.4	1		
30 30			16	2	12.5	11	2	18.2													16	2	12.5	11	2	18.2	13	3	23.1	5	0	0.0	43	15	34.9	23	8 6	26.1	1		
30 34		つらぎ町	20	1	5.0	19	0	0.0													20	1	5.0	19	0	0.0	21	8	38.1	20	7	35.0	50	16	32.0	50	16	32.0	1		
30 34			14	1	7.1	14	1	7.1	0	) (	0	C	0		3	0	0.0	3	0	0.0	11	1	9.1	11	1	9.1	11	2	18.2	11	2	18.2	13	2	15.4	13	3 2	15.4	1		
30 34			23	5	21.7	16	4	25.0	0	) (	0	C	0		0	0		0	0		23	5	21.7	16	4	25.0	19	8	42.1	15	6	40.0	31	13	41.9	25	5 11	44.0	1		
30 36	1 湯浅	<b></b>	11	1	9.1	11	1	9.1													- 11	1	9.1	11	1	9.1	18	5	27.8	12	2	16.7	26	11	42.3	21	7	33.3	1		
30 36	2 広川	川町	12	2	16.7	9	1	11.1													12	2	16.7	9	1	11.1	25	10	40.0	14	2	14.3	40	18	45.0	26	9	34.6	1	1	
30 36	6 有田	日川町	49	10	20.4	34	4	11.8	8	3 (	0.0	8	0	0.0							41	10	24.4	26	4	15.4	53	18	34.0	32	6	18.8	44	11	25.0	28	9	32.1	1		
30 38	1 美浜	兵町	17	5	29.4	13	2	15.4													17	5	29.4	13	2	15.4	15	9	60.0	8	2	25.0	20	11	55.0	15	5 7	46.7	1	1	
30 38	2 日高	5町	9	1	11.1	7	1	14.3													9	1	11.1	7	1	14.3	34	13	38.2	25	8	32.0	15	8	53.3	6	i 1	16.7	2		
30 38	3 由良	复町	15	3	20.0	15	3	20.0	2	2 (	0.0	2	9 0	0.0							13	3	23.1	13	3	23.1	3	1	33.3	3	1	33.3	0	0		(	) (	)	2		
30 39	0 印南	有町	10	0	0.0	9	0	0.0	0	) (	0	C	0		2	0	0.0	2	0	0.0	8	0	0.0	7	0	0.0	6	- 1	16.7	6	1	16.7	12	2	16.7	12	2 2	16.7	2		,
30 39	1 みな	ばべ町	44	14	31.8	31	5	16.1	3	3 (	0.0	3	0	0.0	0	0		0	0		41	14	34.1	28	5	17.9	17	3	17.6	13	2	15.4	14	3	21.4	12	2 2	16.7	- 1		
30 39	2 日高	5川町	21	4	19.0	19	2	10.5													21	4	19.0	19	2	10.5	44	16	36.4	30	2	6.7	59	25	42.4	43	8 9	20.9	- 1		
30 40	1 白浜	長町	14	0	0.0	11	0	0.0													14	0	0.0	11	0	0.0	35	6	17.1	23	1	4.3	51	18	35.3	27	9	33.3	- 1		
30 40	4 上窟	富田町	22	6	27.3	16	5	31.3													22	6	27.3	16	5	31.3	10	3	30.0	10	3	30.0	18	3	16.7	18	3	16.7	- 1		
30 40	6 すさ	み町	33	10	30.3	23	8	34.8													33	10	30.3	23	8	34.8				i			25	16	64.0	15	5 6	40.0	- 1		
30 42		9勝浦町	83	25	30.1	40	3	7.5													83	25	30.1	40	3	7.5	34	17	50.0	9	1	11.1	54	32	59.3	12	2	16.7	- 1		
30 42	2 太地	也町	5	1	20.0	4	1	25.0													5	1	20.0	4	1	25.0	27	10	37.0	19	9	47.4	3	1	33.3	2	2 1	50.0	- 1		
30 42	4 古座	至川町	8	1	12.5	8	1	12.5													8	1	12.5	8	1	12.5	10	3	30.0	10	3	30.0							1		
30 42			6	1	16.7	6	- 1	16.7				1	1								6	1	16.7	6	1	16.7	3	0	0.0	3	0	0.0	4	1	25.0	4	1 1	25.0	- 1		
30 42	8 串本	<b>大町</b>	16	3	18.8	10	1	10.0													16	3	18.8	10	1	10.0	37	12	32.4	17	5	29.4	55	18	32.7	18	6	33.3	- 1		

調査表4-5 市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

調査時点コード	1	平成31年4月1日	2	令和元年5月1日	3	その他

都市	市	Τ /	1															調	
		1 /			市区町	「村議	会 の	議員	の 🏗	立	支 援	体 制	に関する調査						
* 157		1 /	004	1000	1000		nn 4						朋5 間6		007	IBBo	Mo	*	
進位		1 /	議員の出産を欠席事由として		問3(1). 問1. で1	問3(2). 問1.	回4 議員の仕事	と生活の両	立の観点が	いらの欠席	事由につい	て、以下の	間4. で、1. を選択した場合 男女共同参	参画に関する議員	議員の利用することのできる	議員の利用することのできる	政治分野の男女共同参画の	-	
	区	/	明記した規定(産休を含む)が	「欠席事由として明記した規定」	を選択した場合、取	で1を選択した場	事由につい	て1~4のう	きちいずれか	<b>〜つにO</b> を	つけてくだ	さい。				授乳室等が議会に設置また			
për Br		1 /		はいつ制定されましたか。1~2 のうちいずれか一つを選択してく				した規定が した規定は						正に関するものを	たは提供されていますか。	は提供されていますか。	ればご記入ください。	時	
100		1 /	- 22210 1 11421 1	ださい。	ちどれに当てはまり	て、減額の規定	運用	上認めてい	る				10,011						
		1 /			ますか。	はありますか。		した規定が											
県村	BT	1/						した規定が										点	そ の 他
1		1/					過去	に事例が無	l'										
		/	1. 明記した規定がある	1. 平成26年度以前	1. 労働基準法65条	1 #11						1	1 甲女共	団衆画に関する研	1 1月57(掲託の設業すた	1. 専用の場所が設置されて			
3 3			2. 明記した規定はないが、	2. 平成27年度以降	の産前産後の就業制	2. なし							修を行って	こいる。	は提供がされている。(臨時	いる。(常設)		_	
			運用上認めている		限の期間よりも短い。	3. その他							2. セクシュ	ユアル・ハラスメント	のものも含む)	2. 授乳等に必要な場所の設			
	村		<ol> <li>明記した規定が無く、 運用上も認めていない</li> </ol>		<ol> <li>労働基準法65条 の産前産後の就業制</li> </ol>		配偶者の		家族の	家族の			防止に関する。	する財修を行ってい	<ol> <li>保育に必要な場所の設置 または提供がされている。</li> </ol>	直または提供かされている。 (臨時のものも含む)			
1 1		議会名	4. 明記した規定が無く、		限の期間以上であ		出産	育児	看護	介護	疾病	その他	3. 男女共	同参画に関する研	(臨時のものも含む)	3. 設置または提供する予定		- 1	
			過去に事例が無い		る。 3. 期間の定めはな								修及ひセク	フシュアル・ハラスメ :関する研修の両方	3. 設置または提供する予定である	である。 4. なし			
					l,°								を行ってい	いる。	4. なし				
F F	名												4. 行ってい	いない。				۴	
ZZ	$\overline{}$	1の合計	21	3	0	2	2	0	0	0	2	1		0	0	0			
	_	2の合計	0	18	0	18	12	11	12	12	21	10		0	0	1			
$\angle$	_	3の合計	2		21	1	5	7	7	7	5	6		0	0	0			
	_	4の合計	7				11	12	11	11	2	7		30	30	29			
													第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定め、あらかじめ議長に届け 出て、欠席することができる。						
30 201	和歌山市	和歌山市議会	1	2	3	2	1	4	4	4	2	4	第83条2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定め、あらかじめ委員長に	4	4	4		3	令和元年8月1日
L													届け出て、欠席することができる。						
30 202 30 203		海南市議会 橋本市議会	1	2	3	1 2	2	4	3	3	2	2		4	4	4		2	
30 203		有田市議会	1	2	3	2	3	3	3	3	3	3		4	4	4		1	
30 205		御坊市議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2		4	4	4		1	
30 206		田辺市議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2		4	4	4		1	
30 207	新宮市	新宮市議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2		4	4	4		1	
	紀の川市	紀の川市議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2			4	4	4		1	
	岩出市	岩出市議会	1	2	3	2	4	4	4	4	4	4		4	4	4		1	
30 304	紀美野町	紀美野町議会	4				4	4	4	4	2	4		4	4	4		1	
					_	_							第2条 議員は事故のために出席できない時はその理由を付け、当日の開議時刻まで に議長に届出なければならない。						
30 341	かつらき町	かつらぎ町議会	1	2	3	2	4	4	4	4	1	4	2.議員が出産のために出席できないときは、日数を定めてあらかじめ議長に欠席届を	4	4	4		1	
20 242	九度山町	九度山町議会	4				2	2	2	2	2	2	提出することができる。	4	4	4		1	
30 343		九度山町議会 高野町議会	3				2	2	2	2	2	2		4	4	4		1	
30 361		湯浅町議会	4				4	4	4	4	2	2		4	4	4		1	
30 362	広川町	広川町議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2		4	4	4		1	
30 366	有田川町	有田川町議会	1	2	3	2	4	4	2	2	2			4	4	4		1	
30 381	美浜町	美浜町議会	1	2	3	2	4	4	4	4	2	4		4	4	4		1	
30 382	日高町	日高町議会	1	1	3	1	4	4	4	4	1	4	第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	4	4	4		2	.
30 383	由良町	由良町議会	4				4	4	4	4	2	4		4	4	4		2	
30 390	印南町	印南町議会	4				2	2	2	2	2	2		4	4	4		1	
	みなべ町	みなべ町議会	1	2	3	2	3	3	3	3	3	3		4	4	4		1	
	日高川町	日高川町議会	1	1	3	2	2	2	2	2	2	<u> </u>		4	4	4		1	
	白浜町 上富田町	白浜町議会	1	2	3	2	2	3	3	3	2	3		4	4	4		1	
30 404	上高田町	工品出町議会	1	2	3	2	3	3	3	3	3	-	/4-5-0-RIA	4	4	4		1	
		1											(欠席の届け) 第2条. 議員は事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻まで						
30 406	すさみ町	すさみ町議会	1	1	3	2	1	3	3	3	2	- 1	に議長に届け出なければならない。 2. 議員が出席のため出席できないときは、日数を定めてあらかじめ議長に欠席届を	4	4	4		1	
		1											2. 議員が出席のため出席できないときは、日数を定めてあらかじめ議長に欠席届を 提出することができる。						
30 421	那智勝浦町	丁 那智勝浦町議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2		4	4	2		1	
30 422	太地町	太地町議会	4				4	4	4	4	4			4	4	4		1	
	古座川町	古座川町議会	1	2	3	3	3	3	3	3	3	3		4	4	4		1	
	北山村	北山村議会	3				3	3	3	3	3	3		4	4	4		1	
30 428	串本町	串本町議会	4	1	I		4	4	4	4	2	1		4	4	4		1	